オーストラリア留学エージェント
Your Australian Compass
YAC Agency

留学エージェント YAC Agency 利用規約
株式会社 YAC が運営する留学エージェント YAC Agency（以下「当社」といいます）は日本から諸外国へ留学されるお客様が、安全かつ有意義な留学生活を達成できるよう、出発前からのプランニング及び各種準備のサポートを主たる目的とします。

1. サポート契約のお申込みと成立
当社が指定する申込みフォームをお客様より電信または申込書の提出、もしくは当社発行の請求書に基づく請求額の受領の両方、もしくはいずれかを当社が受諾した時点で成立するものとします。

2. 拒否事由
当社はお客様から、本利用規約に基づくサポートのお申込みがあった場合、次に定める事由の 1 つあるいは複数が認められるときは、お客様からのお申込みの拒否、もしくはサポート契約の解除をすることがあります。
(1) お客様の渡航時の年齢が 18 歳未満
(2) 未成年である場合、親権者（保護者等）の同意が無い場合
(3) お客様が希望する留学先学校機関、もしくはコースの定員に受け入れ可能な余裕がない場合等、客観的に手配ができないことが明らかな場合
(4) 同業他社を通じ、もしくはご自身で学校機関と契約を締結された場合
(5) お客様が希望するご出発日までに手続きを完了する見通しがない場合
(6) お客様の経歴、既往症、現在の心身の健康状態が、留学参加に不適切であると当社が認めた場合
(7) ご請求期限までに必要な金額のお支払いを頂けない場合
(8) 留学中の通学期間の延長やコース変更、滞在延長等で発生した費用の支払いを頂けない場合
(9) その他、当社が不適当と認めた場合

3. サポートの範囲
3.1. 留学先学校サポート
3.1.1. サポート料金に含まれるもの
(1) 留学先学校機関の選定、紹介、入学手続きの代行に掛かる費用
(2) 留学先学校機関からの書類取り寄せ及びお客様への発送に掛かる費用
(3) 留学先学校機関へ学費等納入に掛かる海外送金手数料
3.1.2. サポート料金に含まれないもの
(1) 留学先学校機関の入学金、授業料、教材費等の実費
3.2. 滞在先サポート
3.2.1. サポート料金に含まれるもの
(1) 留学に伴う入国当初の滞在先の選定、紹介、入居手続きの代行、空港送迎の手配代行に掛かる費用
(2) 滞在先機関へ滞在費等納入に掛かる海外送金手数料
3.2.2. サポート料金に含まれないもの
(1) 滞在先に掛かる手配料、滞在費、空港送迎費用、保証金及びリネン代等の実費
3.3. ビザ申請サポート
3.3.1. サポート料金に含まれるもの
(1) 留学に伴う入国当初のビザの選定、必要書類のご案内
(2)ImmiAccount の設定手続き、申請手続き、申請費用納入手続きの代行
(3)OSHC 加入手続き
(4) 健康診断書類の作成、GTE 作成の添削及び翻訳作業
3.3.2. サポート料金に含まれないもの
(1) ビザ申請料金、健康診断費用等の実費
3.4. 海外旅行保険サポート
3.4.1. サポート料金に含まれるもの
(1) 保険代理店業務に掛かる一切の手続き及びサポート
3.4.2. サポート料金に含まれないもの
(1) 保険料等の実費
3.5. 航空券サポート
3.5.1. サポート料金に含まれるもの
(1) 提携旅行代理店の紹介及び見積もり等の取り寄せ作業
3.5.2. サポート料金に含まれないもの
(1) 航空券、諸税、燃油サーチャージ等の実費
3.6. 銀行口座開設サポート
3.6.1. サポート料金に含まれるもの
(1) 提携銀行の口座開設手続きの代行
3.6.2. サポート料金に含まれないもの
(1) 口座閉鎖手続き等、開設に掛からない業務
3.7. 携帯電話サポート
3.7.1. サポート料金に含まれるもの
(1) 提携携帯電話会社の SIM カード
3.7.2. サポート料金に含まれないもの
(1) 通信料等の実費
3.8. プレ入学判定テスト
3.8.1. サポート料金に含まれるもの
(1) 志望校 2 校までのプレテストの手配及び提出代行
3.8.2. サポート料金に含まれないもの
(1)3 校目以降の受検に掛かる費用
3.9. 出発前サポート
3.9.1. サポート料金に含まれるもの
(1) 対面、電話、メール、LINE でのカウンセリング
3.9.2. サポート料金に含まれないもの
(1)3.9.1.(1) に含まれない事項
3.10. 留学中サポート
3.10.1. サポート料金に含まれるもの
(1) 電話、メール、LINE でのカウンセリング (3.9. ご契約時のビザの有効期限内)
(2) 現地会計事務所の紹介
3.10.2. サポート料金に含まれないもの
(1)3.10.1.(1) に含まれない事項

4. 契約内容変更、取消による手数料（内税）
4.1. 留学先学校サポート
4.1.1 変更の定義
(1) 入学日の移動
(2) 休学期間の設定、追加、移動
4.1.2 変更手数料
［申し込み成立より出発予定日の 28 日以前 (学生ビザの場合はビザ申請前) の変更］
無料＋学校機関の約款による手数料
［出発予定日の 27 日以前 (学生ビザの場合はビザ申請後) より出発予定日当日までの変更］
1 件に付き 11,000 円＋学校機関の約款による手数料
［現地到着後の変更］
1 件に付き 16,500 円＋学校機関の約款による手数料
4.1.3 取り消しの定義
(1) 学校への入学を取り消し（他校への振り替えを含む）
(2) 通学期間を短縮
4.1.4 取り消し手数料
［申し込み成立より当社に代金を支払う日までの取り消し］
無料
［当社に代金を支払った日より出発予定日前日までの取り消し］
(1) オーストラリア留学 11,000 円＋取り消した期間の学費の 30%＋学校機関の約款による手数料
(2) フィリピン留学 11,000 円＋取り消した期間の学費と滞在費の 30%＋学校機関の約款による手数料
* 但し取消費用が 55,000 円未満の場合は 55,000 円を申し受けます
［現地到着後の取り消し］
支払った代金の 100%
（但し、学校機関の約款により返金が認められた場合は学校機関からの返金額の 50%）
4.2. 滞在先サポート
4.2.1 変更の定義
(1) 入居開始日の移動
4.2.2 変更手数料
［申し込み成立より航空券情報を当社に連絡以前の変更］
無料＋滞在先機関の約款による手数料
［航空券情報を当社に連絡以後より出発予定日当日までの変更］
1 件に付き 11,000 円＋滞在先機関の約款による手数料
4.2.3 取り消しの定義
(1) 滞在を取り消し（他機関への振り替えを含む）
4.1.4 取り消し手数料
［申し込み成立より当社に代金を支払う日までの取り消し］
無料
［当社に代金を支払った日より出発予定日前日までの取り消し］
11,000 円＋滞在機関の約款による手数料
［現地到着後の取り消し］
支払った代金の 100%
（但し、滞在機関の約款により返金が認められた場合は返金額の 50%）
4.3. ビザ申請サポート
4.3.1 変更の定義
(1) 申請内容の修正
4.3.2 変更手数料
［ビザ申請手続き実施以前の変更］
無料
［ビザ申請手続き実施後の変更］
1 箇所に付き 11,000 円
4.3.3 取り消しの定義
(1) 申請の中止
4.3.4 取り消し手数料
［ビザ申請手続き実施以前の中止］
無料
［ビザ申請手続き実施後の中止］
申請後に中止を行うことはできません。(ビザ取り下げ手続きを希望される場合は 20,000 円 (外税))
4.4. 弊社が代理店業務を務める内容のサポート
4.4.1. 代理店業務を務めるサポートの定義
(1) 海外旅行保険サポート
(2) 航空券サポート
(3) 銀行口座開設サポート
(4) 携帯電話サポート
4.4.2. 変更及び取消手数料
申込み先企業の約款に準じ、当社による手数料はありません。
4.5.1. その他サポート
サポートの特性上、変更及び取消がありません。
4.6. 留学準備あんしんサポートパック代金
4.6.1 変更の定義
(1) 変更はありません
4.6.3 取り消しの定義
(1) 当社サポートによる留学の中止
4.6.4 取り消し手数料
留学準備あんしんサポートパック代金として支払った代金の 100%

5. 換算レート
5.1. 留学先学校サポート、滞在先サポート
5.1.1. 円貨から外貨への換算 三井住友銀行 TTS(対顧客電信売) レート
5.1.2. 外貨から円貨への換算 三井住友銀行 TTB(対顧客電信買) レート
5.2. ビザ申請サポート
5.2.1. 円貨から外貨への換算 三井住友銀行 TTS(対顧客電信売) レートに 5%を乗じる
5.2.2. 外貨から円貨への換算 三井住友銀行 TTB(対顧客電信買) レートに 5%を減じる

6. 支払方法
・すべてのお支払いは当社が指定する銀行口座への振込みとします
・各金融機関が発行する振込証を以って領収証もしくは預かり証と替えるものとします
・当社への振込みの際には原則お客様の個人名とします
・当社への振込みに掛かる手数料はご負担ください

7. 免責事項
以下の事由により契約不履行となった場合は、いかなる理由でも当社は一切の責任を負わないものとします。
(1) 天災、感染症、戦争、暴動、ストライキ、国境閉鎖、留学先機関の倒産や買収、予定されていたコースの未開講、内容や条件、費用の変更等、当社の管理下に無い理由
(2) 留学先機関の事情や基準に満たず入学ができない、または延期になった場合
(3) 留学先の国に入国を拒否された場合やビザが却下された場合
(4) 法令や学校の規則などに違反による、入国拒否、国外退去処分、入学拒否、退学処分等

8. 当社約款の基準
2021 年 3 月 11 日に一部改変致しました。
本約款の内容は予告なしに変更になる場合があります。

9. お問合せ先
株式会社 YAC
東京都新宿区西新宿 7-19-21 厳島ビル 2F
電話：03-6806-8889
担当：代表取締役 山田悠人